

沖縄県個人情報保護審査会答申第 114 号 概要

①件名	特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 3 年 8 月 23 日（受理：令和 3 年 8 月 23 日）
③実施機関	沖縄県知事（沖縄県総務部総務私学課）
④決定年月日	令和 3 年 10 月 6 日（総総第 1922 号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>条例第 15 条第 3 号：開示請求者以外の第三者の個人情報が含まれているため。</p> <p>条例第 15 条第 6 号：個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。</p> <p>条例第 15 条第 7 号：審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。</p>
⑦審査請求年月日	令和 3 年 10 月 29 日
⑧審査請求の趣旨	黒塗り部分の開示を求める。
⑨審査請求理由要旨	重大ないじめ事件であるため包み隠さず、真摯に受け取め対応してほしい。
⑩諮問年月日	令和 4 年 2 月 28 日（沖縄県諮問総第 8 号）
⑪答申年月日	令和 6 年 6 月 4 日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、令和 3 年 10 月 6 日付け総総第 1922 号による保有個人情報部分開示決定において、不開示部分を不開示とした決定については、結論において妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>1 保有個人情報の特定について</p> <p>当審査会において、実施機関が特定した本件公文書を見分したところ、全てについて、審査請求人に係る保有個人情報が記載された文書であるとは判断できない。</p> <p>本件公文書は審査請求人の子の個人情報であり、本件開示請求は子の法定代理人として行う開示請求ではないことから、そもそも実施機関は本件公文書を開示対象の文書として特定すべきではなかった。</p> <p>したがって、本件公文書は特定すべき文書ではなく、審査請求人に開示されるべき情報ではない。</p>

2 本件公文書に係る部分開示決定の妥当性について

上記1で述べたとおり、本件公文書については、本件審査請求人の子の個人情報であり、審査請求人の個人情報とは認められないため、本件請求の対象外とすべき文書であった。

しかしながら、行政不服審査法第48条は不利益変更を禁止していることから、既に開示処分がなされた部分については当審査会は判断せず、不開示部分のみの妥当性の判断を行うこととした。

実施機関が本件公文書について不開示とした部分については、審査請求人の子の個人情報であることから、結論において実施機関の決定は妥当であると言わざるを得ない。

3 付言

実施機関は、審査請求人が、本件に先行して子の法定代理人として行った本件と同様の保有個人情報開示請求（沖縄県諮問総第7号）に対して、部分的ながら子の個人情報の開示を行った。

そして本件開示請求において、実施機関は開示請求の主体が別であることを認識しながらも、既に開示処分がなされているとの理由をもって、本件開示請求と重複すると判断した個人情報は特定の対象から除外したところである。

しかしながら、開示請求の主体が異なれば、対象となる保有個人情報の「特定」の捉え方や、同じ特定文書においても開示決定の範囲が異なる余地が生じると解されるため、本件の実施機関の判断は適切ではない。

また、実施機関は本件請求に係る保有個人情報部分開示決定通知書の「実施機関が特定した保有個人情報の件名」欄（以下「件名欄」という。）に、「総務私学課における〇〇中学校におけるいじめ問題への対応及び青少年子ども家庭課との記録、学校との記録について」と記載しており、特定した公文書の個別の名称を記載していない。

沖縄県個人情報保護事務取扱要綱（平成20年2月15日制定）において、保有個人情報部分開示決定通知書等の件名欄には、開示請求に係る保有個人情報として特定した公文書の名称を記載することとされ、複数の公文書を特定した場合は、それぞれの公文書の名称を記載することとしていることから、実施機関の記載は不十分であったといわざるを得ない。

今後、実施機関は、保有個人情報の開示請求の制度趣旨に則り、慎重かつ適正な運用を行うよう強く要望する。